

神奈川県

I 県の人口等

	H22 国調		H12 国調
人 口	(+558, 357、+6.6%)	9, 048, 331	8, 489, 974
議員定数 (選挙区数)	(±0)	18	18
議員一人あたり人口		502, 685	471, 665
都道府県間較差 (倍)	(対鳥取県：294, 334)	1.708	(対高知県：271, 316) 1.738
上 限 下 限 人 口 〔鳥取県の人口最少選挙区 の人口～当該人口×2〕	291, 103	～ 582, 205	

II 選挙区の人口等

選 挙 区	国調人口		全国人口最少選挙区 との較差 (H22)	県内較差		留 意 点
	H22	H12		H22	H12	
神奈川1区	518, 544	495, 172	1.781	1.351	1.461	
神奈川2区	512, 431	496, 158	1.760	1.335	1.464	
神奈川3区	505, 607	464, 827	1.737	1.317	1.372	
神奈川4区	390, 248	373, 592	1.341	1.017	1.102	
神奈川5区	556, 935	520, 101	1.913	1.451	1.535	
神奈川6区	457, 720	454, 478	1.572	1.193	1.341	
神奈川7区	530, 742	449, 397	1.823	1.383	1.326	
神奈川8区	481, 928	428, 203	1.656	1.256	1.264	
神奈川9区	383, 820	338, 875	1.319	1.000	1.000	
神奈川10区	605, 465	528, 878	2.080	1.577	1.561	上限人口超
神奈川11区	466, 677	480, 898	1.603	1.216	1.419	
神奈川12区	457, 329	425, 554	1.571	1.192	1.256	
神奈川13区	568, 496	536, 993	1.953	1.481	1.585	
神奈川14区	549, 846	508, 609	1.889	1.433	1.501	相模原市緑区・南区分割
神奈川15区	558, 415	538, 503	1.918	1.455	1.589	
神奈川16区	538, 705	535, 696	1.851	1.404	1.581	相模原市緑区・南区分割
神奈川17区	529, 196	531, 888	1.818	1.379	1.570	
神奈川18区	436, 227	382, 152	1.499	1.137	1.128	
計	9, 048, 331	8, 489, 974				

(注) 「全国人口最少選挙区との較差 (H22)」は、鳥取県の改定原案における新2区 (291, 103 人) に対する人口較差である。

「県内較差」とは、当該県内人口最少選挙区に対する人口較差である。

Ⅲ 平成14年法改正以降の廃置分合等の状況

- 1 廃置分合等の状況 別紙のとおり
- 2 平成22年4月1日、相模原市が指定都市に移行し、緑区、中央区、南区が設置。
- 3 その他 特になし

Ⅳ 区割り改定案の作成に係る諸状況

1 改定対象選挙区等

- (1) 人口基準に適合しない（上限人口超）選挙区：10区【方針(素案)1(3)】
- (2) (1)の選挙区を人口基準に適合させるために必要最小限の範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区：3区、7区又は18区【方針(素案)1(4)】
- (3) (1)及び(2)に掲げる選挙区の改定において、市区町村単位の改定ではそれぞれの選挙区の人口を人口基準に適合させることができない場合の市区町村の分割
：川崎市川崎区、幸区又は中原区【方針(素案)2(5) (ロ)】

2 行政区画、地勢、交通等

(1) 市区町村の分割

- 相模原市緑区（14区・16区）、同市南区（14区・16区）
：指定都市移行に伴う行政区の画定のため

(2) 郡の分割 なし

(3) 地勢、交通の状況 特に問題なし

3 具体の区割りに関する過去の知事意見

(1) 平成6年区割り時

<知事意見>

（略）指定都市も基礎的自治体であり、その一体性や住民意識等を考慮すれば、区割りに当たっては、同一指定都市の行政区の組み合わせにより選挙区を画定することが適当と考えられる。（以下略）

<採否>

不採択

(2) 平成12年国調区割り改定時

<改定事項>

○定数1増（17→18）

○上限人口超選挙区の改定：7区（港南区・緑区・都筑区）、14区（相模原市）

<知事意見>

第7区及び第14区の見直しに関しては、県内各選挙区における人口の格差をできるだけ小さくすることを基本とした上で、次の点に配慮されたい。

(1) 指定都市の行政区と他の市町村をまたいだ選挙区は、必要最低限度の範囲に止めること。

(2) 第14区の見直しについては、行政区画等について、地域の実情を踏まえて行うこと。

<採否>

(1)について、定数1増に伴う第7区の改定によって、横浜市の行政区と川崎市の行政区に跨がる選挙区は解消。

(2)について、相模原市から意見聴取するなどできる限り市の意向を尊重。

平成14年法改正以降の廃置分合等の状況

(別紙)

都道府県	期日(予定を含む)	状況	新市町村名	旧市町村名	関係選挙区
神奈川県	平成18年3月20日	編入合併	さがみはらし 相模原市	さがみはらし つくいぐん つくいまち さがみこまち 相模原市、津久井郡津久井町、同郡相模湖町	14、16区
神奈川県	平成19年3月11日	編入合併	さがみはらし 相模原市	さがみはらし つくいぐん ふじのまち どうぐんしろやままち 相模原市、津久井郡藤野町、同郡城山町	14、16区